

電車・バスでお越しの方

- ① 大阪市バス「府立総合医療センター」下車すぐ
*天王寺駅前「あべの橋」バス停から
系統63「浅香」系統64「おりおの橋」
系統62、63A「住吉車庫前」
- ② 阪堺上町線「帝塚山四丁目」下車 約0.8km
- ③ 南海高野線「帝塚山」下車 約1.1km
- ④ JR阪和線「長居」下車 約1.7km
- ⑤ 地下鉄御堂筋線「長居」下車 約2.0km

住所 〒558-0001 大阪市住吉区大領3丁目2-36
大阪府障害者医療・リハビリテーションセンター内

電話 06-6692-5261 (地域支援課)
06-6692-5262 (身体障害者支援課)
06-6692-5263 (知的障害者支援課)
06-6692-5264 (手帳発行関係)

FAX 06-6692-3981・06-6692-5340

おおさか ふしやうがいしゃじりつ

大阪府障害者自立 相談支援センター

そうだんしえん

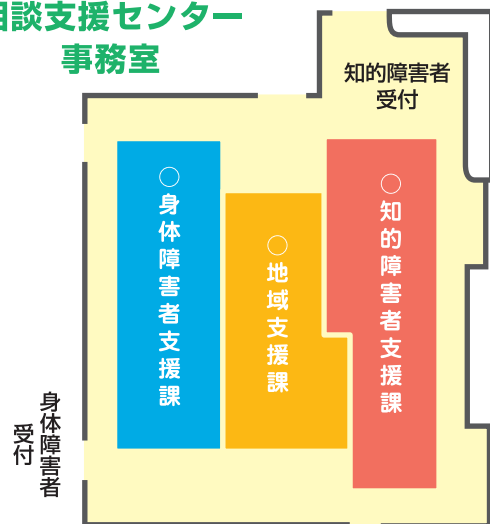
2つの更生相談所を移転・統合し、
平成19年4月にリニューアルオープンしました！



障害特性に応じた
総合的な相談支援を
実施します。



大阪府障害者自立 相談支援センター 事務室



【拡大図】

■フロアマップ



障害者支援のため、3つの課が連携し、総合的な相談支援を実施します。

○ 地域支援課

業務内容

障害者の地域生活への移行を推進するため、ケアプラン等の作成支援や相談支援従事者研修等の人材育成を通じて、障害者ケアマネジメントを総合的に推進し、地域生活を支援します。

また、身体障害者手帳及び療育手帳の発行を行います。

○ 身体障害者支援課

業務内容

身体障害者更生相談所業務を引き継ぐとともに、新たに、巡回相談の場や地域の相談機関や機能訓練機関に対し理学療法士（PT）及び作業療法士（OT）を派遣します。

また、高次脳機能障害支援普及事業（都道府県地域生活支援事業）を実施します。

（身体障害者更生相談所の業務概要）〔身体障害者福祉法11条による設置〕

- ・ 専門的相談指導（巡回リハビリテーション等の実施）、判定（医学的・心理学的及び職能的判定、自立支援医療判定、補装具判定）、巡回相談、地域リハビリテーション活動の推進、市町村職員研修、施設利用調整、市町村相互間の連絡調整・関係機関との連携・支援、広報・啓発等を実施

○ 知的障害者支援課

業務内容

知的障害者更生相談所の業務を引き継ぐとともに、新たに、知的障害と発達障害との重複障害の支援に取り組みます。

（知的障害者更生相談所の業務概要）〔知的障害者福祉法12条による設置〕

- ・ 専門的相談指導及び判定（医学的・心理学的及び職能的判定、療育手帳、生活相談、進路相談等）、出張判定、市町村職員研修、施設利用調整、市町村相互間の連絡調整、関係機関（施設、養護学校等）との連携・支援、広報・啓発等を実施